



議 第 26 号

平成30年6月5日

塩竈市長 佐 藤 昭 殿

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄



文書質問書について (送付)

塩竈市議会基本条例第9条に規定する文書質問について、塩竈市議会文書取扱要綱第3条第5項の規定により、別添のとおり送付いたしますので、下記により回答くださるようお願いいたします。

記

1. 質問者 塩竈市議会議員 志子田 吉 晃
2. 質問件名 随意契約について
3. 回答期日 平成30年6月19日 (火) まで

塩竈市議会事務局
担当：議事調査係
電話 022-355-6793
内線 412
FAX 022-364-1214



第1号様式（第3条関係）

平成30年 6月 5日

塩竈市議会議員 香取 嗣雄 殿

塩竈市議会議員 志子田 吉晃



文 書 質 問 書

塩竈市議会基本条例第9条に規定する文書質問について、下記のとおり質問いたします。

記

1. 随意契約について
2. 回答を求める者
 - ・ 市民総務部長
3. 質問内容
 - ・ H28年度133件・29年度144件の委託業務の随意契約のなかで「見積書の価格で合意して各業者との間で契約を締結したもので、契約時に、委託金額が確定している契約」の件数とその委託業務名
 - ・ H30年度に随意契約予定「見積書の価格で合意して各業者との間で契約を締結したもので、契約時に、委託金額が確定している契約」の件数とその委託業務名
 - ・ 随意契約の中で全てが「見積書の価格で合意して各業者との間で契約を締結したもので、契約時に、委託金額が確定している契約」と「委託金額が確定していない契約」がある場合の区別の判断基準について

